

## 届出方法について (寄宿舍)

事業場の所在地を管轄する各労働基準監督署へ、以下の方法で届け出てください。

### (1) 寄宿舍設置・移転・変更届 (事業附属・建設業附属)

- ・ 常時 10 人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の寄宿舍を、設置・移転・変更しようとする**工事着手の 14 日前までに**、①+②+③を、**正副 2 部 (原本+写し)** 提出してください。
- ・ 正本 (原本) は監督署届出用、副本 (写し) は会社控え用としてお返しします。

- |   |
|---|
| <p>① <b>事業附属……事業附属寄宿舍設置・移転・変更届</b> (寄宿程様式 1 号)<br/><b>建設業附属…建設業附属寄宿舍設置・移転・変更届</b> (建寄程様式)</p> <p>② <b>配置図</b> (周囲の状況及び四隣との関係を示す図面)</p> <p>③ <b>平面図・断面図</b> (建築物の各階)</p> <p>※ 寄宿舍の一部を設置、移転、変更しようとするときは、その部分のみの記載があれば足够了。</p> |
|---|

(注意点)

- ・ 元請が準備した寄宿舍を下請も使用する場合は、元請・下請ともに届出が必要です。
- ・ A 工事で使用していた寄宿舍を、B 工事でも使用する場合は、改めて届出が必要です。
- ・ 別の用途で使っていた建物を寄宿舍として使う場合も、届出が必要です。

### (2) 寄宿舍規則 (変更) 届

- ・ **寄宿舍規則作成後、遅滞なく**、①+②+③ (+④) を、**正副 2 部 (原本+写し)** 提出してください。

- |  |
|--|
| <p>① <b>寄宿舍規則 (変更) 届</b> (任意様式)</p> <p>② <b>同意書</b> (任意様式、寄宿舍に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意書)</p> <p>③ <b>寄宿舍規則本体</b></p> <p>④ <b>他人所有に係る建物を寄宿舍として使用することに関する添付書</b> (任意様式)<br/>…建設業附属寄宿舍であって、他人が所有する建物を寄宿舍として使用する場合</p> |
|--|

(注意点)

- ・ 元請が準備した寄宿舍を下請も使用する場合は、元請・下請ともに届出が必要です。
- ・ A 工事で使用していた寄宿舍を B 工事でも使用する場合は、改めて届出が必要です。
- ・ 別の用途で使っていた建物を寄宿舍として使う場合も、届出が必要です。

### (3) 郵送の場合

- ・ 上記に加えて、以下の 2 点を添えて、提出してください。  
提出いただいた内容等に問題がなければ、**監督署に到着した日付で受理**いたします。

- |  |
|--|
| <p>① <b>返送用の切手及び封筒</b> (封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。)</p> <p>② <b>送付状</b> (内容物と数量について適切に確認するため、ご協力ください。)</p> <p>※ 個人情報漏洩防止 (郵便事故防止) のため、記録付き郵便 (特定記録やレターパック等) の利用にご協力をお願い申し上げます。</p> |
|--|

#### (4) その他ご案内

- ・ 窓口への持参、郵送による届出のほか、電子申請（e-gov）もご利用いただけます。
- ・ 郵送・電子申請の処理は、各監督署において、到着したもののから順番に処理を行っています。  
**例年、年度末・年度始めは、36 協定や就業規則などの各種届出が、大変混み合います。**控えが手元に届くまで、しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

福井労働基準監督署	〒910-0842	福井市開発 1 丁目 121 番地 5	(0776-54-6167)
敦賀労働基準監督署	〒914-0055	敦賀市鉄輪町 1 丁目 7 番 3 号	(0770-22-0745)
武生労働基準監督署	〒915-0814	越前市中央 1 丁目 6 番 4 号	(0778-23-1440)
大野労働基準監督署	〒912-0052	大野市弥生町 1 番 31 号	(0779-66-3838)

#### (参考) 事業附属寄宿舍の範囲（昭和 23 年 3 月 30 日付け基発 508 号）

事業附属寄宿舍の範囲は、次の通りである。

- 1 寄宿舍とは常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備えるものをいい、事業に附属するとは事業経営の必要上その一部として設けられているような事業との関連をもつことをいう。したがって、この二つの条件を充たすものが事業附属寄宿舍として法第十章の適用を受けるものである。
- 2 寄宿舍であるか否かについては、概ね次の基準によって総合的に判断すること。
  - (1) 相当人数の労働者が宿泊しているか否か
  - (2) その場所が独立又は区画された施設であるか否か
  - (3) 共同生活の実態を備えているか否か、すなわち単に便所、炊事場、浴室等が共同となっているだけではなく、一定の規律、制限により労働者が通常、起居寝食等の生活態様を共にしているか否か  
したがって、社宅のように労働者がそれぞれ独立の生活を営むもの、少人数の労働者が事業主の家族と生活を共にするいわゆる住込のようなものは含まれない。
- 3 事業に附属するか否かについては、概ね次の基準によって総合的に判断すること。
  - (1) 宿泊している労働者については、労務管理上共同生活が要請されているか否か
  - (2) 事業場内又はその付近にあるか否か  
したがって、福利厚生施設として設置されるいわゆるアパート形式寄宿舍は、これに含まれないこと。